六、イチビキ株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一一号

排除命令

名古屋市熱田区新尾頭町一四番地
イチビキ株式会社
右代表者　代表取締役　中村正夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　イチビキ株式会社は、その販売する「新みりん」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖及び水あめに有機酸類、食塩等を加え、更に、アルコール及び香料を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではない旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新みりん」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事実

一　イチビキ株式会社（以下「イチビキ」という。）は、肩書地に本店を置き、しょう油、みそ等の調味料の製造販売業を営む事業者である。

二　イチビキは、昭和四七年六月から、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を「イチビキ」の商標で、「新みりん」と称して、一般消費者を対象とし、全国の地域に販売している。

三　イチビキは、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一）及び肩張りラベル（別添写二）のそれぞれの中央部に大きく「新みりん」と記載し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖及び水あめを主原料とし、これに有機酸類、食塩等を加えて攪拌混合し、加温、冷却し、更に、アルコール及び香料を添加して短期間に製造された調味料であって、みりんではない。

法令の適用

前記事実によれば、イチビキは、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　青山春樹

委員　瀧川正久

委員　呉文二

別添写一


要冷蔵
防腐剤無添加
イチビキ
新みりん
NET 300mℓ
イチビキ株式会社
名古屋市熱田区新尾頭町14番地

別添写二


新みりん
ICHIBIKI
アルコール分0.9%以下